

論理法学論考(1)

吉 野 一

はじめに

本稿は、私の法理論の体系を、テーゼの形で、提示するものである。それは、これまでの研究で既に解明され論証されたもの、現在研究中で近々解明され論証されることが期待されているところのもの、そして詳細な基礎づけを今後の研究課題として残しているものを含む。私の法哲学理論の輪郭が読者の理解するところとなれば幸いである。

本稿で提示された思想の多くの部分は、私自身が考えたものである。私の考えたところと同じことを既に誰かが考え、書き表していることもありうる。私は、そうした先人の諸業績に関心がないわけではない。しかし、本稿をまとめるに際しては、それらを引用するために文献学的努力をすることは、あえて行わなかった。限られた時間とエネルギーを、自己の思想を出来るだけ透徹したものとするに、そして首尾一貫した問題の解明を実現することに捧げたからである。

もちろん本稿は、これまでの先人の努力の諸成果に多くを依拠している。そうしたものの多くは、今日既に各分野の学問の常識となっているものであり、その場合は引用を省略した。しかし、本稿の理論を構築するための私の思考にもっともインパクトを与えてくれたものとして、ここで、次の二著を、その著者に対する敬意を込めて、特記したい。それは、ハンス・ケルゼンの『純粋法学』(第一版)とルードウィッヒ・フォン・ウィットゲンシュタインの『論理哲学論考』とである。

本稿で示された理論の着想は、1981年9月にウィーンで開かれたケルゼン生誕100年記念シンポジウムでの招待講演の準備中に得たものである⁽¹⁾。私は

1985年ころには、既にこの思想の主要な部分をテーゼの形で執筆していた。しかし、その間、怒涛のような法律人工知能研究に身を任せることとなり、執筆を中断することとなった。法律人工知能研究によって私の理論の正しさと有効性をよりよく実証しえようと考えたからでもある。しかし、一つの問題を解決すると、より多くのより困難な解決すべき問題が現れた。私の理論のすべてをコンピュータ上の推論システムにおいて実証するためには、解決しなければならないものがあまりにも多い。年の経過が私の研究の進展を追い越してしまわないうちに、ここで、私の理論の概要を書き留め、公刊し、世に問いたいと思う。

1 論理法学の概念

- <1. 1> 論理法学とは何か。
- <1. 2> 論理法学は法の理論である。
- <1. 3> 論理法学は法的諸思考の構造解明を目的とする。
- <1. 4> 論理法学は法の分野における文を出発点とする。
- <1. 4. 1> 思考は文で表現される。
- <1. 4. 2> 論理法学は法文を法から区別する。
- <1. 4. 2. 1> 法文は法を表現するとされる。
- <1. 4. 2. 2> 法文は対象として存在する。
- <1. 4. 2. 3> しかし、法文が表現する法そのもの、すなわち、伝統的に法学が考えてきた「意味としての法規範」は存在しない。
- <1. 4. 3> それゆえ、論理法学は法文を直接の対象とする。
- <1. 4. 4> 論理法学は法文の分析を通じて法的思考の構造を解明する。
- <1. 5> 論理法学は論理学的観点と方法を応用する。
- <1. 5. 1> 論理法学は一つの応用論理学である。
- <1. 5. 2> 論理法学は、記号の統語論的側面に主として係わる。
- <1. 5. 3> ただし、意味論的および語用論的側面への洞察を常に保つ。
- <1. 6> 論理法学と法科学および法哲学
- <1. 6. 1> 論理法学は法の科学の確立を目指す。
- <1. 6. 1. 1> 法の分野の科学の確立を主張した動きはこれまでもいくつかあった。しかし、それらの探求は法的思考については必ずしも成功してい

ない。

- <1. 6. 1. 2> いわゆる「経験法学」は、「法」自体を取り扱わない。「法」自体はブラックボックスとなっている。
- <1. 6. 1. 3> 法の分野における科学として、法社会学がある。法社会学は法の社会学である。それは社会現象としての法について社会学的探求を行う。法社会学は法的思考の内部構造に立ち入らない。法社会学は法的思考の問題についてはこれまで無力であった。
- <1. 6. 1. 4> 法分野における心理学も成り立ちうる。しかし、心理学は法を心理現象として取り扱う。法的思考の内容、それ自体は心理学の対象ではない。
- <1. 6. 1. 5> 従来法的思考を取り扱ってきたのは法哲学である。
- <1. 6. 2> 論理法学は法哲学である。
- <1. 6. 2. 0> 論理法学が法哲学であるとはいかなる意味において言えるのか？
- <1. 6. 2. 1> 法哲学は法の哲学である。
- <1. 6. 2. 2> 哲学は科学の前衛である。(ギリシア哲学の時代から哲学は科学の前衛である。ギリシアの哲学は「万物は何からなるか」を論じた。例えば、タレスは水こそ万物の始原(アルケー)であるとしてたし、アナクシメネスは空気を中心としたし、デモクリトスは原子論を立てたが、このような万物の根元を探究したギリシアの哲学は、その後の自然科学の発達の前衛として機能した。)
- <1. 6. 2. 3> 論理法学は、それが法の科学の前衛という意味で、法の哲学である。
- <1. 6. 2. 4> 哲学は科学の前衛であるから、哲学の対象は科学の残り物である。人間の思考の分野は、そのような未知の分野として残されている。哲学は人間の思考を対象とすることができる。法哲学は法の分野の思考を対象とすることができる。論理法学は法的思考を対象とする。法的思考は科学の残り物であるから、論理法学はその対象の点で法哲学であるといえる。(法自体が科学の残り物である。)
- <1. 6. 2. 5> 哲学は科学の前衛であるから、科学に反するものでも、科学を超えるものでもない。また科学でもない。したがって、哲学独自の科学的方法が存在するわけではない。哲学は、いずれは科学が実証し解決してくれることを期待しつつ、常識的方法、直観的方法を用いるか、あるいは、関連科

学の応用を試みるしかない。論理法学にとってもっとも関連する科学は論理学である。論理法学は、常識および直観に支えられて、論理的観点と方法を用いる。以上の意味で、論理法学は、方法の点からも、法哲学である。

<1. 6. 2. 6> 哲学は科学の前衛であるから、将来科学がそこから確立されることを目的とする。論理法学は、法の科学の成立に寄与することを目的とする。

<1. 6. 3> 法哲学としての論理法学は自己自身の死をその目的とする。

<1. 6. 3. 1> ある対象について科学が確立されれば、その対象についての哲学はいらなくなる。すなわち、その限りで哲学は死滅する。その意味で、法哲学としての論理法学は自己自身の死をその目的とする。法の哲学としての論理法学が死に、法の科学としての論理法学に生まれ変わることが、論理法学の目的なのである。

<1. 6. 4> 思考の解明は言語の分析を通じて行われうる。

<1. 6. 4. 1> 人間の思考に科学的に直接アクセスすることは困難である。脳波をとってみても、脳細胞の電気的あるいは電磁的变化をトレースしても、それだけでは人間が何を考え、どのように推論しているかを確認することはできない。

<1. 6. 4. 2> しかし、人間の思考の結果は言語で表現される。

<1. 6. 4. 3> 人間の思考の構造を解明することを目的とする哲学は、言語を直接の対象とする。

<1. 6. 4. 4> 哲学の主要な課題は言語分析である。

<1. 6. 5> 法哲学としての論理法学は、法の領域の言語を直接の対象とする。

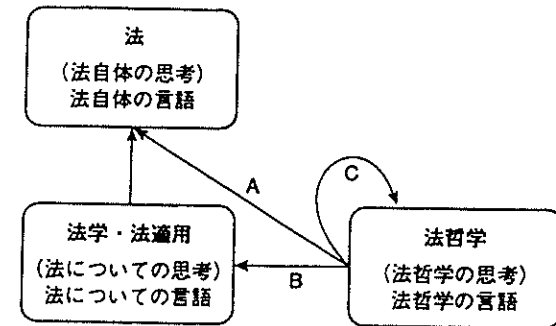
<1. 6. 5. 1> 法哲学としての論理法学は法の言語分析を行う。

<1. 6. 6> 法哲学としての論理法学は、法の言語の分析を通じて、法的思考の構造を解明する。

<1. 6. 6. 1> 法哲学としての論理法学とその対象としての法領域の言語および法的思考との関係は次の図に示される。

<1. 6. 6. 2> この図の意味するところはこうである。法自体は思考で構成されたものである(法自体の思考)。法自体の思考は言語によって表現される(法自体の言語)。法学および法適用においては法について思考される(法についての思考)。法についての思考は言語によって表現される(法についての言

図 1



語)。法哲学においても思考がなされる(法哲学の思考)。そこでは、法自体の言語および法についての言語を対象として、法自体の思考および法についての思考の(論理)構造を解明するために思考が行われる。法哲学の思考も言語で表現される(法哲学の言語)。法哲学は法哲学の言語自体を対象として法哲学の思考の構造をも解明しようとする。

<1. 6. 7> このようなわけで、論理法学は一つのメタ理論である。

<1. 7> 論理法学の構造

<1. 7. 0> 論理法学は自らの論理構造を有する。

<1. 7. 0. 1> 論理法学は、自己自身の枠組み、自己の構造について示しておく必要がある。

<1. 7. 1> 論理法学を構築するには、論理法学とは何か、論理法学の概念を明らかにしなければならない。本章はこのテーマを論じている。

<1. 7. 2> 論理法学は自己の方法論的諸前提と観点を示す。

<1. 7. 3> それに基づいて、法文とは何か、法文の概念を明らかにする。

<1. 7. 4> ついで論理法学は法文の構造を明らかにする。

<1. 7. 5> さらに法的推論の構造を明らかにする。

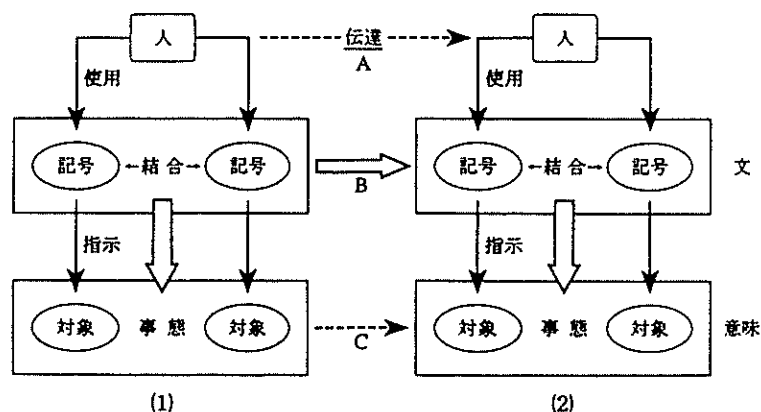
<1. 7. 6> また法文を構成する一般的な諸概念の性質と機能を分析する。

<1. 7. 7> 論理法学は、自己の法学に対する意義、その波及効果について自己評価を試みることによって終わる。

2 方法論的前提

- <2. 1> 論理法学は文から出発する。
 <2. 1. 1> 文は記号から成り立っている。
 <2. 1. 2> 文—記号は一つの事実である。
 <2. 1. 3> 文—記号こそ科学的認識の対象として確実なものである。
 <2. 2> 論理法学は、文と文の外の世界の関係を、記号、記号を用いる人そして記号の指示するもの、この三者の観点から説明する。
 <2. 2. 1> 記号は人が用いる。
 <2. 2. 2> 記号と記号は結合し文を構成する。
 <2. 2. 3> 記号は対象を指示する。
 <2. 2. 4> 文(命題)はある事態を指示する。
 <2. 2. 5> これらの関係を、後述される文の作り手と受け手の関係を付加して、図示するとき次の通り。
 <2. 2. 6> 文の指示する事態が文の意味である。
 <2. 2. 6. 1> 記号結合としての文は存在する。
 <2. 2. 6. 2> 文の意味としての事態は文を使用する人が頭の中に描

図 2



くイメージである。

- <2. 2. 6. 3> 指示する事態が現実存在するとは限らない。
 <2. 3> 論理法学のプリミティブは、文、その真理値および推論規則である。論理法学はこの三者から法の世界を分析し構成する。
 <2. 3. 0> 文のうちで事態を記述するものを命題という。
 <2. 3. 1> 最小単位の命題を要素命題と呼ぶ。
 <2. 3. 1. 1> 要素命題は名辞と述語から構成される。
 <2. 3. 1. 1. 1> 名辞は対象を表す。
 <2. 3. 1. 1. 2> 述語は対象の性質または関係を表す。
 <2. 3. 1. 1. 3> 述語が一つの名辞を伴って命題を構成するとき、述語は対象の性質を表す。
 <2. 3. 1. 1. 4> 述語が二つ以上の名辞を伴って命題を構成するとき、述語は諸対象の関係を表す。
 <2. 3. 1. 1. 5> あるものが対象として見られるか関係として見られるかは、相対的である。例えば、人間は一つの対象(実体)として取り扱われる。しかし、それは、その内部構造を問題にすると、頭、手、足等からなるものとして把握することができる。頭は、頭蓋骨、大脳、小脳等から構成される。大脳は、140億の神経細胞から構成される。細胞は、細胞質と核から構成される。細胞核には染色系があり、それは核小体および遺伝子が組み込まれている。遺伝子は分子から構成される、分子は原子から構成される。原子は陽子、電子と中性子から構成される。このように一つの対象(実体)と見られるものも観点を変わると、さらにその要素対象の関係として見る事ができる。
 <2. 3. 1. 1. 6> 対象(実体)であるか関係であるかは、記述目的の観点から決まる。
 <2. 3. 1. 2> 要素命題は論理語によって結合されて複合命題を構成する。
 <2. 3. 2> 命題はそれについて真とか偽とかいうことが意味を持つ。すなわち、それに真理値を帰属させることができる。
 <2. 3. 2. 1> 命題を理解するとは、もしそれが真であるならば、いかなる事態が成り立つかを知ることである。
 <2. 3. 2. 2> ある命題を定立することは、その命題によってある判断あるいは主張をなすことである。

<2. 3. 2. 3> 命題が定立されるとき、命題が真であることが主張されている。そして命題の否定が主張されるとき、命題が偽であることが主張されている。

<2. 3. 2. 4> 命題が真であることが主張されているとき、命題が記述する事態が成立することが主張されている。そして命題が偽であることが主張されているとき、その命題が記述する事態が成立しないことが、主張されている。

<2. 3. 2. 5> 命題が真偽の論理値をとりうることは、語が指示する世界が実在するということとは必然的には結びつかない。言い換えれば、命題が真であるために、命題の意味、すなわち、その表現する事態が実在する必要はない。命題は実在の写像である必要はない。命題は実在しないことがらについても表現しうる。

<2. 3. 2. 6> 規範文も命題とみなすことができる。それは一定の主張あるいは判断を表すものである。すなわち、規範文が真であるということは、それが表現する規範的事態が成立しているという主張、あるいは判断を表す⁽²⁾。

<2. 3. 2. 7> 法規範文が「真である」ということは、それが法的に「効力がある」ということ（あるいは法的に「正しい」ということ）である。

<2. 3. 2. 8> 法的世界においては、法的に「効力がある」か「効力がない」かである。あるいは、「正」か「不正」かである。そこには「二値」の原理が妥当する。したがって、法的「効力」あるいは「正しさ」の価値は、論理の意味における「真」の概念と同じに取り扱うことができる。

<2. 3. 3> ある命題から推論規則に基づいて別の命題を導出することができる。（推論規則は変形規則とも言う。したがって、上記のテーゼは次のように言い換えることができる。命題は変形規則に基づいて変形することができる。）

<2. 3. 3. 1> 論理的に正しい推論は推論規則に基づいた推論である。

<2. 3. 3. 2> 元の命題が真であるとき、推論規則に従って導出された命題は真である。

<2. 3. 3. 3> 推論規則によって導出された命題が偽であるとき、元の命題は偽である。

<2. 4> 文(命題)は意味を持つ。

<2. 4. 1> 文とその意味を区別すべきである。

<2. 4. 2> 語の意味について、二通り、すなわち、内包と外延がいわれ

る。語の内包は、論理法学の観点からは、対象の性質あるいは関係である。語の外延は、そのような性質をもった対象の集合、あるいはそのような関係にある対象の組の集合である。

<2. 4. 3> 同様に、文の意味は次の二通りに理解できる。すなわち、内包と外延である。文の内包はそれが表現する事態であり、文の外延はその真理値である。

<2. 4. 4> 命題は、(他の) 命題の性質や諸命題の関係についても記述(表出)しうる。

<2. 4. 5> 言語についての言語をメタ言語と呼ぶように、文についての文をメタ文、そして命題についての命題をメタ命題と呼ぶ。

<2. 4. 6> 複合命題の意味とその要素命題の意味とは相互に関係する。

<2. 4. 6. 1> 複合命題の意味は、もしそのすべての要素命題の意味が確定していれば、それらの論理的結合によって自動的に決まる。

<2. 4. 6. 2> しかし、構成要素命題の意味が前もって決まっているとはかぎらない。構成要素命題の意味は命題全体の意味にも依存する。複合的命題の真偽がまず決まってそれからその要素命題の真偽が決まることもありうる。

<2. 5> 語の意味は人の用法によって決まる。

<2. 5. 1> 文の意味は、文を用いる人を離れて存在しない。それは、独立した実体としてあるのではない。

<2. 5. 2> 文の意味はそれを定立する主体あるいはその受け手に係わることによって生じるのである。文を使用する人によって、いわばその頭の中で、文の意味が表象されるのである。

<2. 5. 3> 語の意味は、その語が用いられる環境、すなわち、その語を用いる人、とき、用いる場あるいは用いる文脈によって、異なりうる。

<2. 5. 4> 同一の文についてもその作り手と受け手によって把握される意味は全く同一ではない。

<2. 5. 5> しかし、両者にある程度共通性がある。そこにコミュニケーションが成り立つ。この共通性が成り立つのは語の用法の規約があり、作り手と受け手がそれを共有するからである。

<2. 5. 6> ある一定の人、ある一定の時点、ある一定の場所そしてある一定の文脈においては、ある語はある一定の意味を持つものと仮定して用いられる。その限りで、文と、言い換えれば、その記号と、その指示対象の関係は

(1999)

一定である。すなわち、意味は確定している。その限りで、文と文の表現する世界の対応関係を問題にすることができる。

＜2. 5. 7＞ 法の世界——法律実務および法学——では、法文とその意味、すなわち、その指示する法的事態との関係が一定であるとの仮定の上で推論が行われる。

＜2. 6＞ 法的知識は文の形で貯蔵されている。そして文の形で生成される。

＜2. 6. 1＞ 法自体の知識は文の形で文書に貯蔵されている。例えば、六法全書や判例集や注釈書等において。

＜2. 6. 2＞ 文書に収められていない法的知識も、人の頭の中では、文の形で貯蔵されていると思われる。人間の記憶は、直接には、脳細胞自体の中に、あるいはそれらの結合の仕方、あるいはその神経回路の電気的あるいは化学的变化の中に存在するのかもしれないが、いずれにせよ、意識の中で文の形で呼び出せるものとなっていると思われる。

＜2. 6. 3＞ そしてそれらの文を基点にして思考し、その結果、さらなる文を生成しているのではないか。

＜2. 7＞ 法的推論は法文の展開過程である。

＜2. 7. 1＞ ある事件に法を適用して法的に判断する場合には、まず事件の事態が文の形で記述される。法ファクト文の生成である。

＜2. 7. 2＞ 事件に対する法的判断のゴール(枠)が設定される。(何を判断するかということ。)事件に対する法的結論の法文候補が法的推論を行う者の頭の中で生成される。

＜2. 7. 3＞ それから、適用可能な法規の候補が法典から検索・抽出される。

＜2. 7. 4＞ 法規の法文を事件に当てはめるために必要な法規の具体化としての解釈命題が判例集あるいは注釈書から検索・抽出される。

＜2. 7. 5＞ 法規の法文あるいは判例集または注釈書の解釈命題を事件の記述に当てはめるためにさらに必要な事件向けの法の解釈がなされ、事件向けの具体化の解釈命題が生成される。

＜2. 7. 6＞ 以上の過程で、抽出され、あるいは生成された諸法文——事件の記述、法条、判例、学説、補助解釈、法的結論——を吟味、評価、修正し、諸法文を確定する。

＜2. 7. 7＞ 法的推論で展開された諸法文は法的結論がその他の諸法文か

ら論理的演繹となるように抽出あるいは定立されている。

3 法文の概念

＜3. 1＞ 出発点

＜3. 1. 1＞ われわれは法文から出発する。法文は、法ルール文と法ファクト文からなる⁽³⁾。

＜3. 1. 2＞ 法ルール文と法ファクト文の区別は純粋に形式的すなわち統語論的区別である。

＜3. 1. 3＞ ファクト文は特定化された一個の要素命題または複数の要素命題が論理語連言(「かつ」)で結びついて構成されたものである。

＜3. 1. 4＞ ルール文は要素各命題または複合命題が論理語含意または等値で結びついたものである。

＜3. 2＞ 法文の部分的定義⁽⁴⁾

＜3. 2. 1＞ 法文は法の言語的表現である。法は法文の意味である。

＜3. 2. 2＞ 法文は記号である。それは一定の秩序を持った活字や音声などの配列からなる。

＜3. 2. 3＞ この記号は知覚可能である。その限りで、法文はひとつの事実である。

＜3. 2. 4＞ 法文は命題である。

＜3. 2. 4. 1＞ すべての文が命題であるわけではない。文と命題は区別される。文のなかで真理値をとりうるものを命題と呼ぶ。法領域に登場する文には、命題でないものもある。法ルール文は真理値をとりうる⁽⁵⁾。したがって、それは命題として取り扱うことができる⁽⁶⁾。しかし、本稿では法命題という呼び方は用いず、原則として法文という語を用いることにする。

＜3. 2. 5＞ 記号としての法文は、知覚されうるから、人間の共有物となりうる。

＜3. 3＞ 法文と人

＜3. 3. 1＞ 出発点

＜3. 3. 1. 1＞ 法文は人によって定立される。それはまた人に伝達される。

＜3. 3. 1. 2＞ 法文を定立するものを法文定立者と呼ぶことにする。法(1999)

文を解釈するものを法文解釈者と呼ぶことにする。

〈3. 3. 1. 3〉 法文定立者と法文解釈者の関係は、前者は法文の送り手であり、後者はその受け手という関係である。

〈3. 3. 1. 4〉 法文は人と関係するときのみ意味を持つ。法文の意味はその送り手（定立者）並びに受け手（解釈者）を離れてはなりたない。それはこの定立者あるいは解釈者に依存している。

〈3. 3. 2〉 法文とその定立者

〈3. 3. 2. 1〉 法文定立者の基礎は個々の人間である。機関が定立する場合でも、直接の定立者は個々人である。個々の人間を出発点におかなければならない。

〈3. 3. 2. 2〉 法文定立者は実現さるべき事態を意欲し、それを実現するための規範的事態を表象する。そしてそれを文の形に固定する。それが法文である。

〈3. 3. 3〉 法文とその解釈者

〈3. 3. 3. 1〉 法文は一旦定立されたら、その意味は、定立者にはもはや依存しない。（文の定立者の意思は文の受け手を因果的にも論理的にも拘束しない。）むしろそれは解釈者に依存する。

〈3. 3. 3. 2〉 法文が定立されたあとは、解釈者（受け手）がなければ意味としての法はあらわれない。

〈3. 3. 3. 3〉 意味としての法は、法文の解釈者の意識のなかに、いわば表象としてあらわれる。

〈3. 3. 3. 4〉 このことは、法文の解釈に際して立法者の意思を考慮すべきかどうかという問題に対する答えを拘束するのではない。立法者の意思をできるだけ忠実に再現すべきだとする立法者の意思説も、正しい立法者であれば考えたであろう規範的意味を確定すべきとするいわゆる立法者の合理的意思説も、上記の主張と矛盾するものではない。

〈3. 4〉 法文と法⁽⁷⁾

〈3. 4. 1〉 法文は法を表現する。法は法文の意味である。

〈3. 4. 2〉 意味としての法文は、まず、法文定立者によって意欲された規範的事態である。

〈3. 4. 3〉 意味としての法は、記号一文として固定される瞬間に、法文定立者の意識の中に、いわば表象としてあらわれている。（文として固定され

る以前にすでに意味としての法は意識の中にあるが、確固としたものとしてはむしろ文は固定の瞬間にそれは現れるのであろう。）

〈3. 4. 4〉 それは法文定立者の意識に、ある時点にあらわれ、やがて消える。

〈3. 4. 5〉 それだけのものとして、意味としての法は、時間空間的に継続して存在する対象、すなわち「実体」ではない。

〈3. 4. 6〉 しかし、意味としてのルールはその定立者の意識のなかに現れたかぎりのものとして、ひとつのいわば一回的事象として、これを見ることが出来る。そのかぎりでの一つの事実である。ただしこの事象は永続性がない。

〈3. 4. 7〉 記号一文として表現される以前に、法文定立者は、自己の意識の中の（法）ルール表象を確定するために、それを彼の思考（意識）の中でも言語で表現するのであろう。そうするとその定立者の意識の中にも法文があらわれる。

〈3. 4. 7. 1〉 これもひとつの事象であるともなしう⁽⁸⁾。

〈3. 4. 7. 2〉 思考中に文が存在するのは、大脳の神経回路のある種の生理学的状態であろうが、それは、丁度コンピュータの電子的記憶回路に電流の一定のON/OFFの組み合わせとして文が存在するようなものであり、そのかぎりでの事実性を認めることができよう。

〈3. 4. 8〉 法文定立者が、その世界にあらわれた法文を固定し、文字や音声などの記号で表現するとき、それは知覚可能な対象・言語表現となる。

〈3. 4. 8. 1〉 記号化された法文は知覚されうるから、異なる人間の共有物となる。そしてそれは伝達可能となる。

〈3. 4. 8. 2〉 記号化されないかぎり、意識の中にあらわれた文は、直接の認識の対象たりえない。

〈3. 4. 9〉 意味としての法は、独立の客観的对象として、すなわち、実体としては存在しない。

〈3. 4. 9. 1〉 意味としての法そのものの実在性は、法律家の作った最大のフィクション（擬制）である。

〈3. 5〉 法文の成立

〈3. 5. 1〉 すべての文が法文であるのではない。文が法文となるためには、法文の成立要件を充足しなければならない。

〈3. 5. 2〉 ある文が法文の成立要件を満たして定立されるとき、それは（1999）

法文としての資格をえる。

<3. 5. 3> 法文が成立するとは、当該の文が法文として評価されるということである。

<3. 5. 4> 法文が法文として他の普通の文と区別されうるのは、この法文の成立要件を充足しているからである。

<3. 5. 5> 二つの全く同じ内容の文が定立されても、法文の成立要件を充たして定立された文は法文であるが、そうでないものは法文でない。両者は外的表現形態では区別できない。

<3. 5. 6> ある法文の成立要件を規定するのは、別の法文である。ある法文は、別の法文の定めるその成立要件を充足して定立されるとき、法文として成立する⁽⁹⁾。

<3. 5. 7> この二つの法文間において、後者の法文を前者の法文に対する(二次法文あるいは)メタ法文と呼ぶことができる。

<3. 5. 8> 法文のみ妥当・非妥当あるいは有効・無効の評価の対象となりうる。(普通の文は妥当・非妥当の判断をする必要もないし、有効・無効ともいえない——無色)。

<3. 6> 法文の効力

<3. 6. 1> 法文は効力があるかないかである。

<3. 6. 2> 法文が効力があるということは、法文が法的世界で真であるということである。

<3. 6. 3> 論理学的観点からは、法文の効力は法文の真理値とみることができる⁽¹⁰⁾。

<3. 6. 4> 真なる命題のみが推論の前提として用いられるべきように、効力ある法文のみ法推論の前提として用いられる。

<3. 6. 4. 1> 法文が効力あるとき、人々はそれを遵守すべきだと感じる。法文には人を義務づける価値的な力があるように見える⁽¹¹⁾。しかし、法文自体から直接そのような作用力が出てくるのではない。人が法文を法的推論の前提として採用することから、それは結果的に生じているのである。法的推論を行う人は、効力ある法文を推論の前提として採用する、すなわち、適用する。推論の前提として採用するのは、その人にとってその法文が効力があると考えられたからである。つまり、法文の適用によって、その人はその法ルール文を法的に肯定的に評価したのである。この、その人の価値評価が、対象であ

る法文に投影され、法文に価値的作用力があるような印象をその人に与えるのである。推論する人は、適用された前提から推論の結果導き出される個別具体的な文もまた法的に真であるとして尊重する(推論の前提を採用する人はそこから出てくる結論も採用する)。この個別具体的文は、人の個別具体的な行為の義務を記述している。この文がその人の行為に対峙される。その文を真であるとして尊重するとき、人はその文の表現する事態と一致する行動をとろうとする。すなわち、その法文に従う。法の拘束力と言われるものの実体は、このようなものに他ならない。

<3. 6. 4. 2> 法の効力としての「妥当性」の概念と「実効性」の概念は、この観点から理解できる。法的に効力ある法文のみが法的推論の前提として用いられる。法が妥当性があるということは、法文が効力あると評価されることを意味する。法が実効性があるということは、人々によって法的推論の前提としてその法文が採用されるということである。より多くの人々によって推論の前提として採用されるとき(その推論が人の行動を決める限りで言えることであるが)、それはより実効性があるということになる。

<3. 6. 4. 3> 妥当性と実効性の相互関係もまたこの観点から理解できる。法の実効性は妥当性にも依存していると言われる。言い換えると、妥当性がないとき法はその実効性も期待し得ない。このことは、効力がない法文は、法的推論の前提として採用されないであろう、すなわち、適用されることが期待できない、ということにほかならない⁽¹²⁾。

<3. 6. 4. 4> 法の効力についての論争が錯綜してきたのは、一方において、法の効力として何を考えるか、すなわち、法の効力の概念についての考え方の違い、他方において、法の効力の評価基準についての考え方の違いがあり、その差違が十分厳密に意識されなかったからである⁽¹³⁾。

<3. 6. 5> 法文の効力を判断する基準は法ルール文によって記述される。
<3. 6. 5. 1> ある法文が効力があると言えるのは、その法文の効力を定める別の法ルール文があって、その別の法ルール文が定める効力要件が充たされているときである。

<3. 6. 5. 2> その別の法ルール文も効力がなければならない。その別の法ルール文が効力があると言えるのは、その別の法ルール文の効力を定めるさらに別の法ルール文があって、その法ルール文の定める効力要件を充たす事実が成り立ち、当該法文が効力があるということが論理的に演繹されるとき(1999)

である。後者の効力は同様にしてさらに別の法文に依拠する。

<3. 6. 5. 3> その効力の基礎を別の法ルール文に依拠できない法文がある。その法文は効力があると前提される。そのような場合、その法文が効力があると記述する文がファクト文として定立されている。

<3. 6. 6> ある法文の効力を定める別の法文は、前者に対してメタ法文となる。

<3. 6. 6. 1> 上記の考え方は「法実証主義」的であると言えるかもしれない。しかし、メタルール文に法文の効力の基礎を置くという点が法実証主義的であるのではない。法学的効力論ばかりでなく、承認説もメタルール文による効力の基礎づけと両立することができる。承認説は、国民の承認を効力要件とするメタルール文を主張する説である、と理解することができるからである。法実証主義的であるのは、法文の効力を基礎づけるメタルール文が「法」ルール文であるとする点である⁽¹⁴⁾。

<3. 6. 6. 2> 法文Nの効力は「法文Nが効力がある」と記述される。

<3. 6. 6. 3> 「法文が効力がある」ことを規律する法ルール文があるに違いない。これが、基本的メタルール文であり、トップルールとなるはずである⁽¹⁵⁾。

<3. 6. 6. 4> この下に、これを解くために、法文の効力の発生を規律するメタ法ルール文と法文の効力消滅を規律するメタ法ルール文がくると思われる⁽¹⁶⁾。

<3. 6. 6. 5> 効力是否定的な形式で書かれている場合がある。すなわち、ある条件を充たすと当法文は無効となる（効力が否定される）といった具合にである⁽¹⁷⁾。

<3. 6. 7> 法文の効力は法文の成立を前提とする。すなわち、法文が成立していることは、法文が効力あるための重要な要件の一つである。

<3. 6. 7. 1> 法文は成立したら効力があるものと推定される場合がある⁽¹⁸⁾。

<3. 6. 7. 2> しかし、原則として、効力の始期、停止条件等の法文効力発生要件がさらに必要である。

<3. 6. 7. 3> 法文の成立を規律する法文は、誰が法文を定立することができるか、そしていかなる手続きを経て文を定立したとき、法文として成立するかを規律する。

<3. 6. 8> 法文の効力を及ぼす範囲がある。

<3. 6. 8. 1> 法文は、数学や論理の命題と異なって、時間や場所を越えて普遍的に妥当するのではなく、その効力を及ぼす範囲が限られている。

<3. 6. 8. 2> 法文の効力範囲は、時間、場所、人、事項および（他の）法文に対して規定される。

<3. 6. 8. 3> 法文の効力範囲は時間の進展とともに変動する。法文の効力を規律するメタ法ルール文は、時間の進展に伴う効力範囲の変動を表現できるように、詳細に記述される必要がある。

<3. 6. 8. 4> 諸法文間の外見上の衝突を論理的矛盾としないために、ある法文の効力が他方の法文の効力を破るという形で、法文間の効力関係が調節される。この諸法文間の効力を調整するのもメタ法ルール文である。

<3. 6. 8. 5> このようなメタ法ルール文として、「上位法は下位法を破る」、「特別法は一般法を破る」、「新法は旧法を破る」等がある。

<3. 6. 8. 6> 衝突する法文間の矛盾を解消するために、一方の法文の効力が全部否定される（破られる）場合と、衝突する部分についてだけ効力が否定される（破られる）場合とがある。

注

- (1) そのときの基本思想は、シンポジウムの講演の論文集に掲載された私の次の論文の中の「法規範と法適用に関する12のテーゼ」として示されている。参照：Yoshino, H., "Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen" in: *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion* (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts Band 7), Wien (Manz Verlag), 1982, S.142ff., S.163; Yoshino, H., "About the Applicability of the Principles of Logic to Legal Norm", in: *Keio Law Journal*, 1992, Vol. 65, No. 12, pp. 512-472; 吉野一「論理法則の法規範への適用可能性について」『明治学院大学法学部二十周年論文集——法と政治の現代的課題』（第一法規），1987年，421頁以下。私はこの理論を一時「法規範の理論」と呼んだ。参照：吉野一「法規範の理論の着想」『判例タイムズ』557号，1985年，6頁以下。
- (2) この段階では、伝統的な法哲学の用語法に従って、「規範」または「法規範」という用語を用いておく。本書では、後に述べるように、「規範」に代えて「ルール」という用語を主として用いる。
- (3) 私は、長らく法規範文という言葉を用いてきた。そして論理法学構築に際しても、当初、「法規範文」という概念から出発した。そこでは、「法規範」と「法規

「規範」とが区別された。法規範ではなく法規範文から出発することによって、形而上学的色彩を払拭しようとした。その限りで、それは新しい立場であった。しかし、「法」を「規範」として見る見方は、ドイツなど大陸の法理論では一般的であるが、英米法系の著作では、法を「ルール」として説明するのが普通で、「規範」という言葉はあまり使われない。そこで「法規範文」という語ではなく、「法ルール文」という語を、出発点として用いるべきか、とも考え、選択に迷うこととなった。しかし、そうこうしているうちに、規範(norm)という言葉よりもルール(rule)という言葉を用いた方がよい——同様に法規範文ではなくて法ルール文と表現した方がよい——のではないかと、次第に思うようになった。「法規範文」という言葉は、依然として「規範」という語が持つ、特殊哲学的、すなわち、形而上学的色彩を伴っていることに気づくこととなったからである。そこで、私の理論から形而上学的色彩を徹底的に払拭するために、「法文」という言葉を用いることに決断した。

さらに、統語論的観点から分析し再構成するという戦略を徹底していったとき、法文をルール文の構造を有するものとファクト文の構造を有するものに区別すべきこと、またこの二者から従来法規範あるいは法ルールとして呼ばれていたものが構成されていることに、そしてまずルール文とファクト文の形式的な区別から法の世界を分析し構成することが必要であることに気づいた。

- (4) 法文が他の文から区別される基準は何か。この問題は、法概念の問題でもあり、後に論述したい。ここでは、ただ一点のみで言及しておく。文は法文の成立要件を充たすことによって法文となるということである。
- (5) これについては私の次の論文を参照：Yoshino, H., "Über die Notwendigkeit einer besonderen Normenlogik als Methode der juristischen Logik", in: *Juristische Logik, Zivil- und Prozessrecht*, Berlin-Heidelberg-New York (Springer Verlag), 1978, S.140ff., "Zur Anwendbarkeit der Regeln der Logik auf Rechtsnormen" in: *Die Reine Rechtslehre in wissenschaftlicher Diskussion (Schriftenreihe des Hans Kelsen-Instituts Band 7)*, Wien(Manz Verlag), 1982, S.142ff, 「法論理学——数学的論理学の法規範への直接適用」『現代法哲学第1巻——法理論』(東京大学出版会), 1983年, 197頁以下。
- (6) ケルゼンは、法規範は真理値をとらないが法規範を記述する法命題は真理値をとると言っている。私の「法命題」はケルゼンのそれとは全く異なる。ケルゼンの見解は法規範が対象として存在するという観念——当時も今日も多くの人々が共有する——に基づいているが、本稿で示されているように、意味としての法規範自体は存在しない。したがって、法命題は法規範について記述するから真理値をとりうるのではない。
- (7) 本稿では、前述のように、「規範」という言葉に代えて「ルール」という言葉を用いることにした。大陸法の法理論の表現に慣れた読者は、当初の著者の意図

をよく理解するために、「法ルール文」を「法規範文」と、「法ルール」を「法規範」と読み替えて読んでいただくとよいと思う。

- (8) 意味としての表象自体を事実として見ることははたして正しいか？
- (9) 人はこの定義を法実証主義的法の定義であるとみなすかもしれない。
- (10) 私は、この考え方の形式意味論的基礎付けを既に行った。私の上記注(5)の論文を参照。
- (11) 「法の効力」の問題は、法哲学の喜望峰とよばれるくらい難問であった。多くの法哲学が、この問題、すなわち、法の効力の根拠の問題を解こうとして、満足すべき答えに到達できなかったのである。
- (12) 「全く実効性がない法は妥当性もない」とも主張される。これは上とは少し違う局面について言っている。それは、「効力がある」と評価するための要件(効力要件)の一つとして、法の実現可能性を入れるべきだ、という主張である。言い換えると、法ルール文の効力の消極要件(否定的要件)として、人々がそれに従うことが期待できないことという基準が考えられているのである。
- (13) これらについては、いわゆる法実証主義から自然法論まで様々な局面において言える。
- (14) ある法ルール文の効力を導き出す推論において、推論の全ての前提がメタ「法」ルール文である必要はない。法文の効力があるとする結論命題の「法的効力」を表す述語と同じ述語を法律効果部にもつメタルルール文が少なくとも一つあればよい。
- (15) 次章<4 法の構造>でこの基本的メタルルール文について論じる。
- (16) 例えば、日本民法127条1項は法ルール文としての法律行為の効力発生事由を定めている(停止条件成就の効果としての法律行為の効力発生)。また同法135条2項は効力消滅事由を定めている(期限到来の効果としての法律行為の効力消滅)。
- (17) 例えば、日本民法90条は公序良俗に反する法律行為は無効となると定めている。
- (18) 契約の場合はこのような推定が成り立つ場合が多いと思われる。しかし、すべての法ルールについてこのような仮定が成り立つわけではない。とくに、法律については、その成立と施行は厳密に区別されている(施行までは効力がない)。参照：日本国憲法第59条、法例第1条。

(あとがき)

本稿は論理法学論考の第1部である。それは第3章「法概念」までを含む。論理法学論考の第4章「法の構造」以降は次号以後に公開したいと思う。